

【障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室関係】

1. 障害児支援の推進について

(1) 就学前の障害児の発達支援の無償化について

- 就学前の障害児の発達支援の無償化については、幼児教育の無償化と併せて行うこととされている。(資料1)
具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援などの利用料を無償化する。
また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象となる。
- 無償化の対象となるサービスは以下の通り。(資料2)
 - ・ 児童発達支援
 - ・ 医療型児童発達支援
 - ・ 居宅訪問型児童発達支援
 - ・ 保育所等訪問支援
 - ・ 福祉型障害児入所施設
 - ・ 医療型障害児入所施設(いわゆる利用料以外の費用(医療費や食費等)は引き続き実費負担となる)
- 財源措置については、現行の障害児通所給付費、障害児入所給付費等と同様に、消費税財源ではなく一般財源により対応し、障害児入所給付費等国庫負担金の算定に当たっては、障害児の発達支援の無償化に要する費用についても所要額に含めて交付申請を行っていただく方針。
- 地方負担については、これまで同様、全額を基準財政需要額に算入し、地方交付税措置を講じするための作業を進めている。
なお、初年度に要する周知費用及びシステムの改修経費については、別途、国庫補助を予定している。

(2) 保育所等訪問支援の実施の一層の推進について（資料3）

- 平成28年6月3日に公布された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」が平成30年4月1日から施行され、保育所等訪問支援の対象拡大などが図られたところ。
 - 本事業を活用することで、たとえば児童養護施設に入所している子どもについても、児童発達支援センターなどの専門の職員が施設まで来て、子どもはもとより、施設の職員も含めた専門的支援を受けられることができる。
 - 本事業は、全国的にはまだまだ十分に活用されていない実態があるので、知的障害児・発達障害児等の処遇が困難なケース等について積極的に活用していただけるよう、貴管内市区町村、関係機関等に周知徹底を図ることをお願いする。
- 利用方法等について
- ア. 乳児院又は児童養護施設に入所している障害児については、児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置によるものであることから、保育所等訪問支援の提供についても、児童福祉法第21条の6に規定に基づき、やむを得ない事由による措置として市町村が支援の提供を委託すること。
 - イ. 市町村は、障害児の保護者又は乳児院若しくは児童養護施設の施設長から利用相談があった場合には、児童相談所と密に連携して支援の必要性等について検討した上で委託すること。
 - ウ. 都道府県、指定都市及び乳児院等に入所している保育所等訪問支援が必要となる障害児の把握に努め、市町村と十分連携を図りながら、最善の措置を採ること。
- 提供する支援内容
- 基本的には理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士等の専門的な支援であること。また、障害児支援の経験が豊富な児童発達支援センターの職員等が、乳児院等に入所する障害児に対し、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行うだけでなく、乳児院等の職員に対し、障害児の特性に応じた支援内容や関わり方の助言等を行うことにより、乳児院等における障害児支援の質の向上を図ること。

■ その他

保育所等訪問支援の提供に係る費用の取扱い等については、「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日付障障発0625第1号）及び「里親に委託されている児童が保育所へ入所する場合等の取扱いについて」（平成11年8月30日付児家第50号）に基づくこと。

（3）医療的ケア児の支援について

○ 医療的ケア児等の総合的な支援体制の構築について

医療的ケア児がそれぞれの地域で適切な支援を受けられるよう、児童福祉法において「地方公共団体は、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児が、その心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉、その他の各関連分野の支援を受けられるよう、保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を行うための体制の整備に関し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定されている。

医療的ケア児の支援に関する関係機関の連携体制の構築については、「医療的ケア児の支援に関する保健、医療、福祉、教育等の連携の一層の推進について（平成28年6月3日関係府省部局長連名通知）」によりお示しするとともに、障害児福祉計画において、成果目標として、平成30年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設けることを基本とする（市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない）ことを盛り込んでいく。

児童福祉主管課においては、保育等の児童福祉分野においても積極的に参画し、医療的ケア児の支援の充実に努めていきたい。

○ 医療的ケア児等統合支援事業について（資料4）

2019（平成31）年度予算案においては、従来実施していた「医療的ケア児等コーナーデイネーター養成研修等事業」、「医療的ケア児支援促進モデル事業」等を組み替え、医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケア児コーナーの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日中の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する「医療的ケア児等総合支援事業」を創設した。

本事業は、都道府県及び市町村を実施主体としており、身近な地域で実施する事業は市町村、人材育成や広域な支援が必要なものは都道府県で実施する等、地域の実情にあわせた支援の実施をお願いしたい。

○ 医療的ケア児等に関するホームページの創設

厚生労働省のHPに、医療的ケア児とその家族に対する支援政策について、平成30年12月から新たに厚生労働省内の関係部局、関係府省の施策等を横断的に紹介するページを開設した。

本HPには、地方自治体における医療的ケア児のための保健・医療・福祉・教育等の関係機関の協議の場の設置状況や支援のための取組等についても掲載しているのでも参考にされたい。

今後、より多くの情報を本HP上に掲載し、国における医療的ケア児に関する政策の動向について情報発信していく予定である。（資料5）

（掲載場所） ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

障害児の発達支援に係る閣議決定事項等

○新しい経済政策パッケージ（平成29年12月8日）（抄）

1. 幼児教育の無償化 （具体的内容）

子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速している3歳から5歳までの全ての子どもが、幼稚園、保育所、認定こども園の費用を無償化する。なお、子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、公平性の観点から、同制度における利用者負担額を上限として無償化する。（略）

（実施時期）

こうした幼児教育の無償化については、消費税率引上げの時期との関係で増収額に合わせて、2019年4月から一部をスタートし、2020年4月から全面的に実施する。また、就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）についても、併せて無償化を進めていく。（略）

○経済財政運営と改革の基本方針2018（平成30年6月15日）（抄）

1. 人づくり革命の実現と拡大

(1) 人材への投資

① 幼児教育の無償化 （略）

このほか、就学前の障害児の発達支援（いわゆる「障害児通園施設」）については、幼児教育の無償化と併せて無償化することが決定されているが、幼稚園、保育所及び認定こども園と障害児通園施設の両方を利用する場合は、両方とも無償化の対象とする。（略）

（実施時期）

無償化措置の対象を認可外保育施設にも広げることにより、地方自治体において、幼稚園の預かり保育や認可外保育施設の利用者に対する保育の必要性の認定に関する事務などが新たに生じることになることを踏まえ、無償化措置の実施時期については、2019年4月と2020年4月の段階的な実施ではなく、認可、認可外を問わず、3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子供について、2019年10月からの全面的な無償化措置の実施を目指す。

○幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針（平成30年12月28日）（抄）

4. 就学前の障害児の発達支援

○ 就学前の障害児の発達支援についても、併せて無償化を進める¹⁹。具体的には、満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間を対象に、児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援を行う事業並びに福祉型障害児入所施設及び医療型障害児入所施設の利用料を無償化する²⁰。また、幼稚園、保育所又は認定こども園とこれらの発達支援の両方を利用する場合は、ともに無償化の対象とする²¹。

19 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様、一般財源とする。また、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

20 障害児入所施設は、入所している障害児に対し、日常生活の指導や知識技能の付与など、通所型の児童発達支援と同様の支援を行っていることから対象に含める。また、基準該当児童発達支援事業所及び共生型の特例により指定を受けた児童発達支援事業所も対象とする。

21 認可外保育施設等と併用した場合も同様（認可外保育施設等については上限額あり）。

障害児の発達支援の無償化の対象となるサービスについて（案）

無償化の対象となる就学前の障害児の発達支援の範囲については以下のとおり。

サービス内容		利用者数	施設事業所数
児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)	未就学児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	98,206	5,973
医療型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)	児童発達支援に加え、治療を行う	2,161	96
居宅訪問型 児童発達支援 (児童福祉法第6条の2の2)	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	14	8
保育所等 訪問支援 (児童福祉法第6条の2の2)	保育所・乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	2,568	498
福祉型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	1,526	186
医療型障害児 入所施設 (児童福祉法第42条)	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	1,997	187

- ※1. 児童福祉法第21条の5の4における特例障害児通所給付費に係る利用者負担についても対象とし、通所特定費用(児童福祉法第21条の5の3)、入所特定費用(児童福祉法第24条の2)及び医療にかかる利用者負担を含めない。また、放課後等デイサービスについては、就学後の児童を対象としたものであるため無償化の対象とはならない。
- ※2. 利用者数及び施設・事業所数は平成30年8月サービス提供分の国保連データ。
- ※3. 医療型障害児入所施設には、指定発達支援医療機関を含む。
- ※4. 就学前の障害児の発達支援の無償化に係る財源については、現行の障害児福祉サービスの制度と同様に、一般財源とする。無償化に必要な地方財源を確保するとともに、初年度に要する周知費用やシステム改修費について全額国費で負担する。

障害児支援の体系～保育所等訪問支援～

○ 事業の概要

- ・ 保育所等を現在利用中の障害児、又は今後利用する予定の障害児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支援を実施することにより、保育所等の安定した利用を促進。

○ 対象児童

保育所や、児童が集団生活を営む施設に通う障害児

* 「集団生活への適応度」から支援の必要性を判断

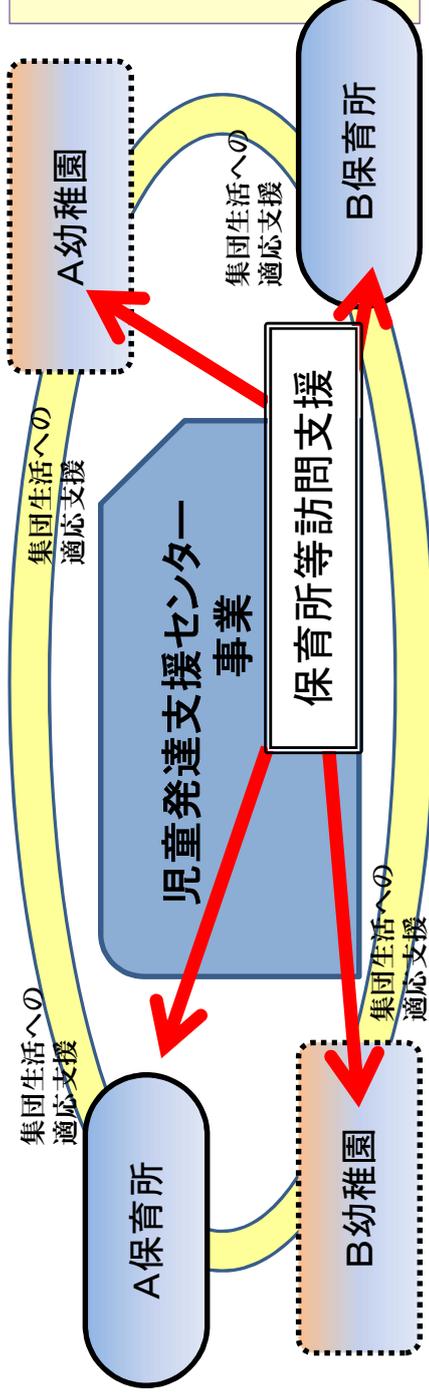
* 発達障害児、その他の気になる児童を対象

相談支援事業や、スタッフ支援を行う障害児等療育支援事業等の役割が重要

○ 訪問先の範囲

- ・ 保育所、幼稚園、認定こども園
- ・ 小学校、特別支援学校
- ・ (H30より追加) 乳児院、児童養護施設

その他児童が集団生活を営む施設として、地方自治体が認めたもの



○ 提供するサービス

- ◆ 障害児が集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を実施。
 - ◆ 支援は2週に1回程度を目安。障害児の状況、時期によって頻度は変化。
 - ◆ 訪問支援員は、障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士(障害の特性に応じ専門的な支援が必要な場合は、専門職)を想定。
- [①障害児本人に対する支援(集団生活適応のための訓練等)
②訪問先施設のスタッフに対する支援(支援方法等の指導等)]

医療的ケア児等総合支援事業（新規）
地域生活支援促進事業（都道府県・市町村） 予算案：128,543千円

既存予算

①医療的ケア児等コーデイネーター養成研修等事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・指定都市）

②医療的ケア児支援促進モデル事業
（児童保護費等補助金）
（実施主体：都道府県・市町村）

平成31年度概算要求

③家庭・教育・福祉連携推進事業（仮称）
における医療的ケア児等コーデイネーターの配置
（地域生活支援事業）
（実施主体：市町村）

平成31年度予算案

医療的ケア児等総合支援事業
（地域生活支援促進事業）
（実施主体：都道府県・市町村）

医療的ケア児等総合支援事業は、医療的ケア児とその家族の地域生活を支えるための総合的な支援を促進する。なお、医療的ケア児等コーデイネーターは、医療、福祉、教育等の関係機関をつなぐ等の役割を担う。

（事業内容）

- 医療的ケア児等コーデイネーターの養成研修の実施①
- 医療的ケア児等コーデイネーターの配置③
- 医療的ケア児等の支援者養成研修の実施①
- 医療的ケア児に係る協議の場の設置①
- 併行通園の促進②
- 医療的ケア児の日中活動の促進②
（障害福祉サービスを除く）

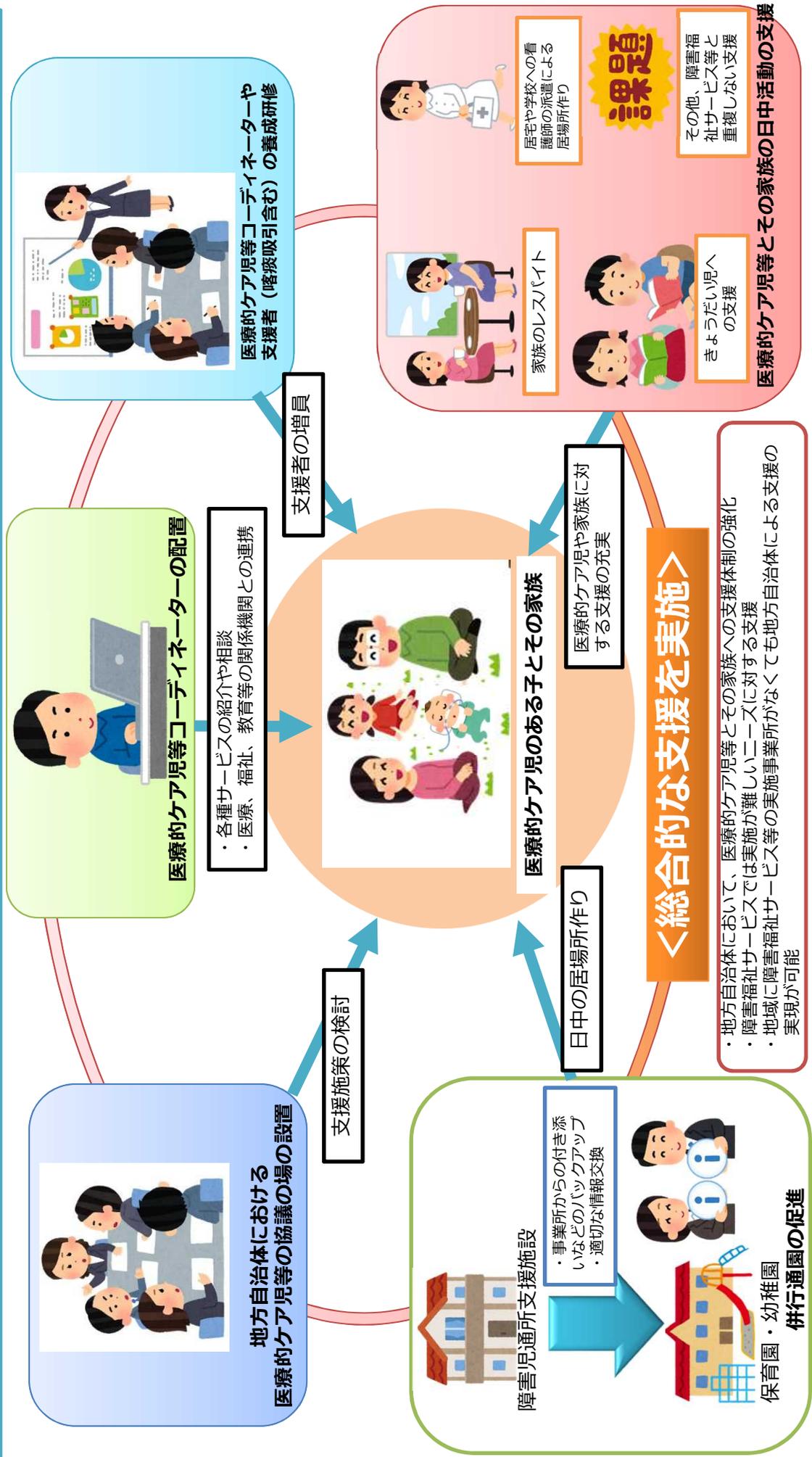
医療的ケア児等総合支援事業（地域生活支援促進事業）

～医療的ケアのある子どもとその家族の笑顔のために～

【事業内容】

医療的ケア児とその家族へ適切な支援を届ける医療的ケアコーディネーターの配置や地方自治体における協議の場の設置など地方自治体の支援体制の充実を図るとともに、医療的ケア児とその家族の日常の居場所作りや活動の支援を総合的に実施する。

【実施主体】 都道府県・市町村 【予算案】 地域生活支援促進事業 128,543千円



医ケア児とその家族に対する支援策について

「厚生労働省のHPに、医ケア児とその家族に対する支援策について、省内関係部局、他省庁の施策等を横断的に紹介するページを開設し、情報発信。

(掲載場所)

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 医療的ケア児等とその家族に対する支援施策

【掲載情報】

- 医療的ケア児に関する以下の情報をご覧いただけます。
- 関係省庁及び自治体等の施策情報
- 担当者会議(資料、動画)
- 調査研究報告書 等

医療的ケア児等に対する支援制度を厚生労働省、文部科学省の関係部局で連携してマップとしてまとめたものの



2. 発達障害児支援施策の推進について

(1) 2019（平成31）年度予算案について

平成29年1月の総務省からの「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」や平成30年3月の家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告を踏まえ、2019（平成31）年度予算案において新たに以下の事項について予算措置を講じたところであり、各自治体においても当該予算を活用し積極的な取組をお願いしたい。

① 「発達障害診断待機解消事業」（資料1）

発達障害の診断待機を解消する観点から、平成30年度から実施している「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」に、平成31年度から「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」を新たに加えて、「発達障害診断待機解消事業」として地域生活支援事業の促進事業において実施する。新たに実施する「発達障害専門医療機関初診待機解消事業」においては、診断待機を解消するため、アセスメントの強化を目的としており、

- ・ 発達障害の診断を行っている医療機関（診断医療機関）にアセスメントが可能な職員を配置する
- ・ アセスメント機能を外部に委託し、その結果を、診断医療機関に引き継ぐ
- ・ 診断医療機関にケースワーカー等を配置し、保健センター、保育所、児童発達支援事業所等に聞き取りを行い、診断医療機関の診断の参考とする

等を実施し、診断待機の解消を図る。

また、事業実施自治体は、あわせて効果検証を行うこととする。

② 「家庭・教育・福祉連携推進事業」（資料2）

教育と福祉が連携し、家庭への支援を行うことが重要なため、平成31年度から地域生活支援事業の中に「家庭・教育・福祉連携推進事業」を創設した。

本事業において、市町村に「地域連携推進マネジャー」を配置し、各地方自治体の教育委員会、福祉部局及び学校、障害児通所支援事業所等の関係者が一同に集う場の設置や教育・福祉の両制度を理解するための合同研修を実施します。

市町村においては、積極的に事業の活用をお願いしたい。

(2) 「世界自閉症啓発デー」について（資料3）

毎年4月2日は、平成19年12月に国連が制定した「世界自閉症啓発デー」である。厚生労働省においては、この日を自閉症をはじめとする発達障害に関する正しい知識の浸透を図る機会として捉え、関係団体等と連携して、広く一般国民への普及啓発を実施することとしている。

これに先立ち、世界自閉症啓発デー2019・日本実行委員会において、「セサミストリート」の自閉症の特性があるキャラクターである「ジュリア」とその友達の「エルモ」、「クッキーモンスター」を起用した啓発ポスター、フライヤー、リーフレットを作成し、2月から各自治体への配布している。

また、世界自閉症啓発デー実行委員会のホームページに掲載を行ってまいりますので、各自治体におかれども、関係機関や関係団体等と連携を図りながら、広く一般の方への関心を高め、地域住民への発達障害の理解が促進されるような啓発イベント、シンポジウムやセミナーの開催等、地域の実情に応じた創意工夫による積極的な普及啓発をお願いしたい。

（参考）世界自閉症啓発デー・日本実行委員会（公式サイト）

(<http://www.worldautismawarenessday.jp/htdocs/>)

世界自閉症啓発デーの制定の経緯や地域における取組等に関する情報を提供

発達障害診断待機解消事業の創設

補助金イメージ

H30'

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業



平成31年度予算案80,779千円
(地域生活支援促進事業)

H31'

発達障害診断待機解消事業

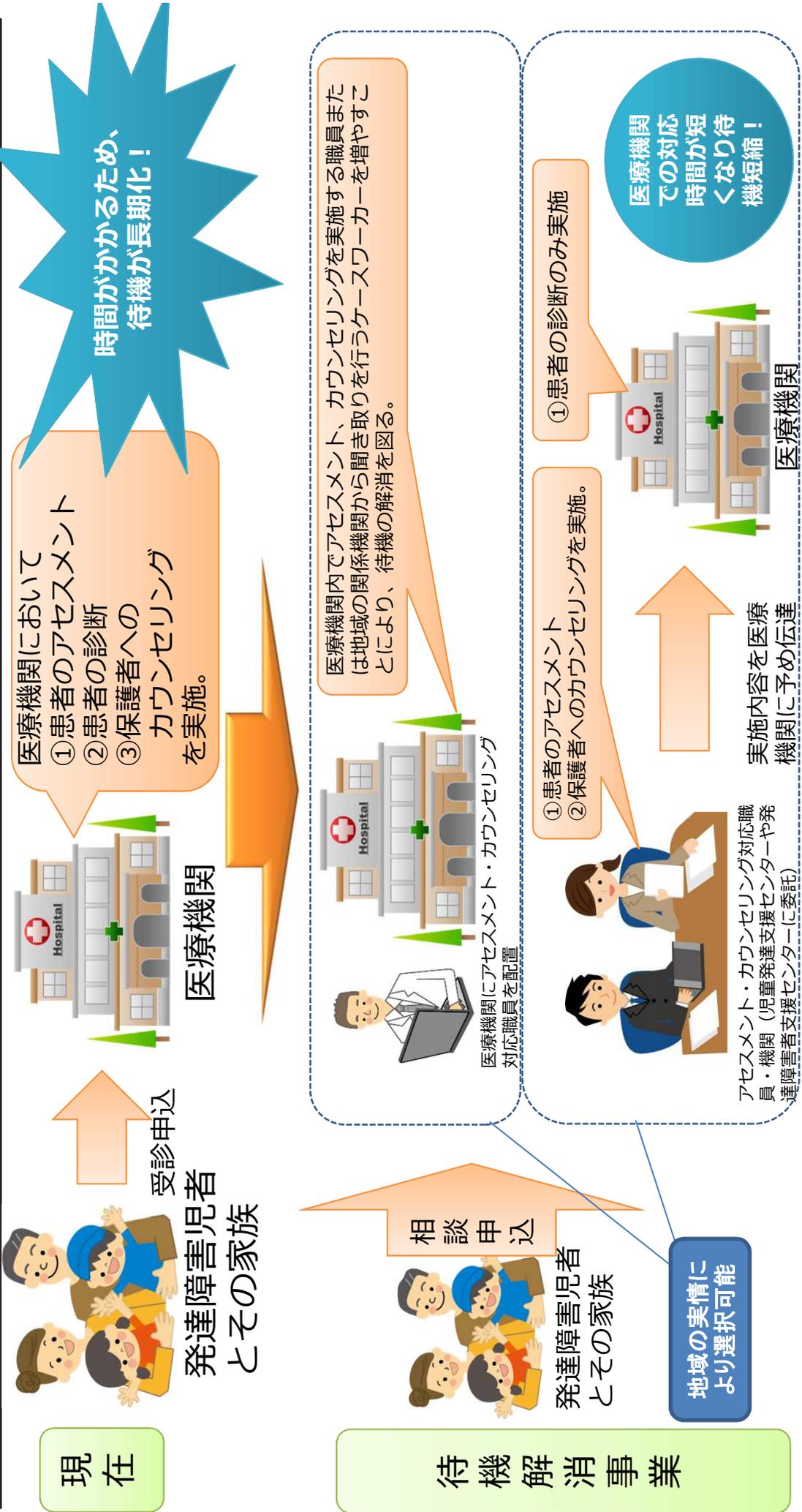
発達障害専門医療機関初診待機解消事業

発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

- 発達障害診断待機解消事業を新設
 - 新設した事業の中に
 - ・発達障害専門医療機関初診待機解消事業
 - ・発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業
- をメニユー化。

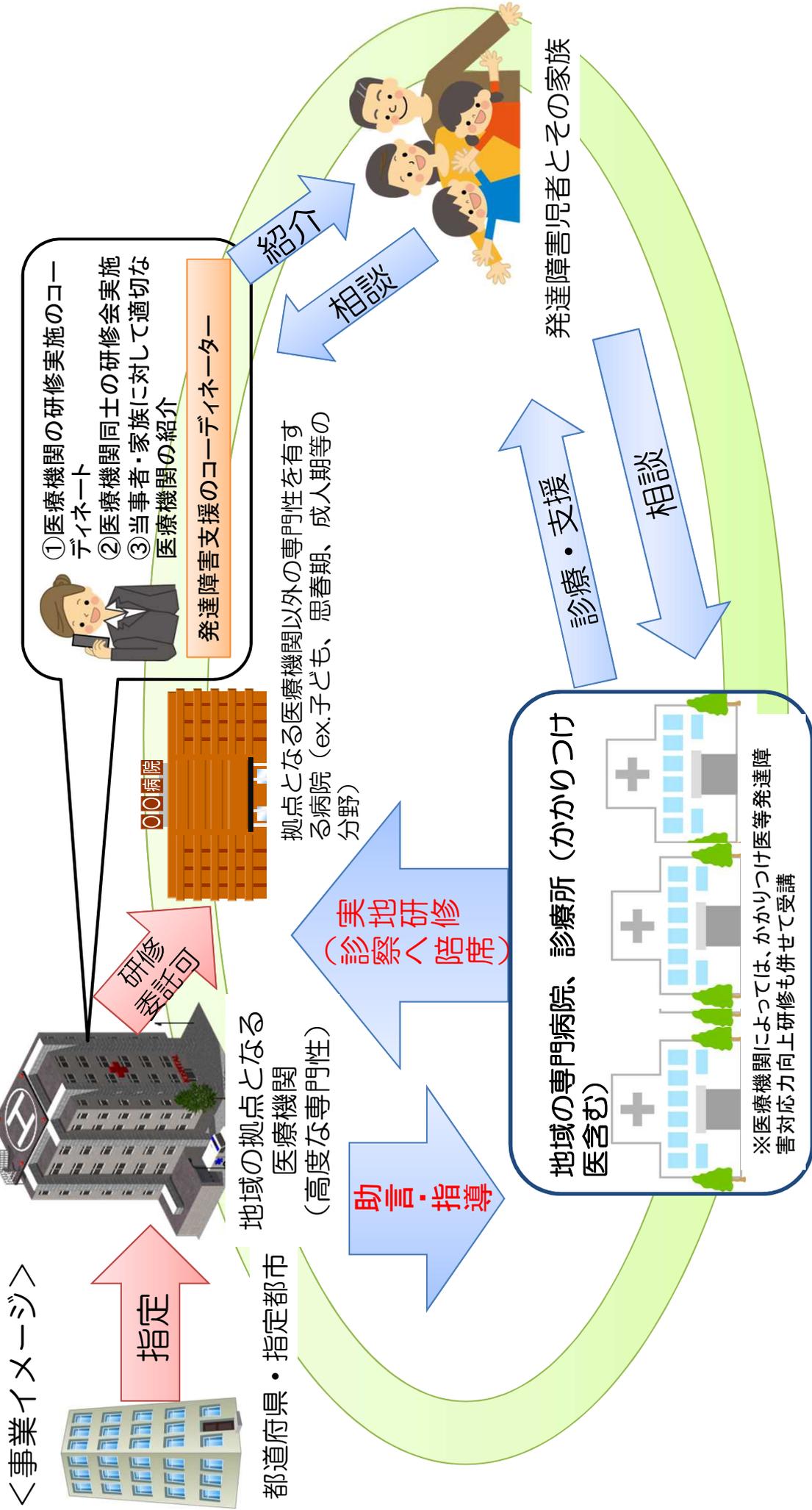
発達障害専門医療機関初診待機解消事業（新規）

平成29年1月の総務省「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」によると、発達障害の診断にかかる初診待機が長期化しているとの指摘があった。これに対し、平成30年度予算で地域の医師が発達障害の診療・支援を行うための「発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業」を新設した。平成31年予算案では、初診待機解消を更に加速させるため、診断に至るまでの過程を見直し、その効果測定を行う事業を実施する。



発達障害専門医療機関ネットワーク構築事業

平成29年1月に総務省から「発達障害者支援に関する行政評価・監視結果に基づく勧告」がなされたが、発達障害の専門的医療機関が少くないという指摘があり、専門的医療機関の確保が急務となっている。これを踏まえ、平成30年度予算において発達障害の診療・支援ができる医師の養成を行うための実地研修等を実施し、専門的医療機関の確保を図る。



家庭・教育・福祉連携推進事業（新規）

教育と福祉の連携については、地域での切れ目ない支援が求められており、厚生労働省・文部科学省において「家庭と教育と福祉の連携「トライアングル」プロジェクト」を立ち上げ、報告をとりまとめた。各市町村がこの報告書における教育と福祉の連携を推進し、保護者支援を推進するための方策を実施し、その検証結果について報告を行う事業を実施する。

教育・福祉の連携を強化し、障害のある子どもとその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネジャー」を市町村に配置し、

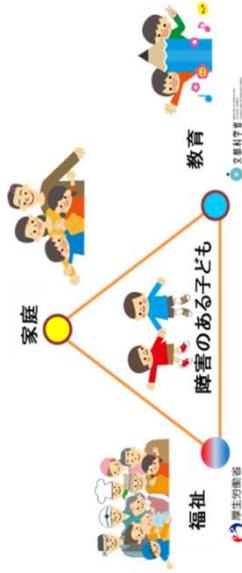
①教育と福祉の連携を推進するための方策

- 教育委員会、福祉部局、学校、障害児通所支援事業所の関係構築の場の設置
- 障害福祉制度の周知を図るための福祉部局と教育委員会等による合同研修の実施



②保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のために相談窓口を整理し、ハンドブックの作成等の連携方策を実施する。



市町村単位で
家庭・教育・福祉の連携を実現！！

① 教育と福祉等の関係構築の場の設置及び会議の開催



- 関係構築の場を設置するための関係者の選定
- 関係者の予定を調整し、会議の開催
- 会議のアシリテート



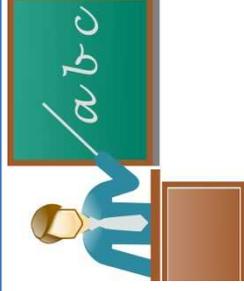
地域連携推進マネジャー

多領域の関係者の関係構築

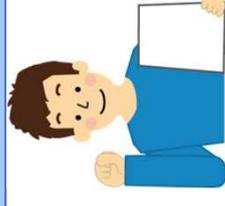
② 合同研修の実施



- 研修の企画
- 研修講師の選定
- 研修受講の案内作成



研修の開催



教育・福祉の支援者の
相互理解及びスキル向上

地域連携推進マネジャー

③ 保護者等に対する相談窓口



地域連携推進マネジャー

- 保護者等に対する相談支援の実施
- 保護者等に地域の資源を紹介
- 保護者のニーズを教育関係者、福祉関係者に伝える。



保護者等が適切な支援に
たどり着くことができる

※ 地域連携推進マネジャーは、公認心理師や社会福祉士等を想定

家庭・教育・福祉の連携「トライアングル」プロジェクト報告

～障害のある子と家族をもっと元気に～ 概要



1. 教育と福祉との連携に係る主な課題

学校と放課後等デイサービス事業所において、お互いの活動内容や課題、担当者の連絡先などが共有されていないため、円滑なコミュニケーションが図れておらず連携できていない。

2. 保護者支援に係る主な課題

乳幼児期、学齢期から社会参加に至るまでの各段階で、必要となる相談窓口が分散しており、保護者は、どこに、どのような相談機関があるのかが分かりにくく、必要な支援を十分に受けられない。

今後の対応策

1. 教育と福祉との連携を推進するための方策

- 教育委員会と福祉部局、学校と障害児通所支援事業所との関係構築の「場」の設置
- 学校の教職員等への障害のある子供に係る福祉制度の周知
- 学校と障害児通所支援事業所等との連携の強化
- 個別の支援計画の活用促進

2. 保護者支援を推進するための方策

- 保護者支援のための相談窓口の整理
- 保護者支援のための情報提供の推進
- 保護者同士の交流の場等の促進
- 専門家による保護者への相談支援

【具体的な取組例】

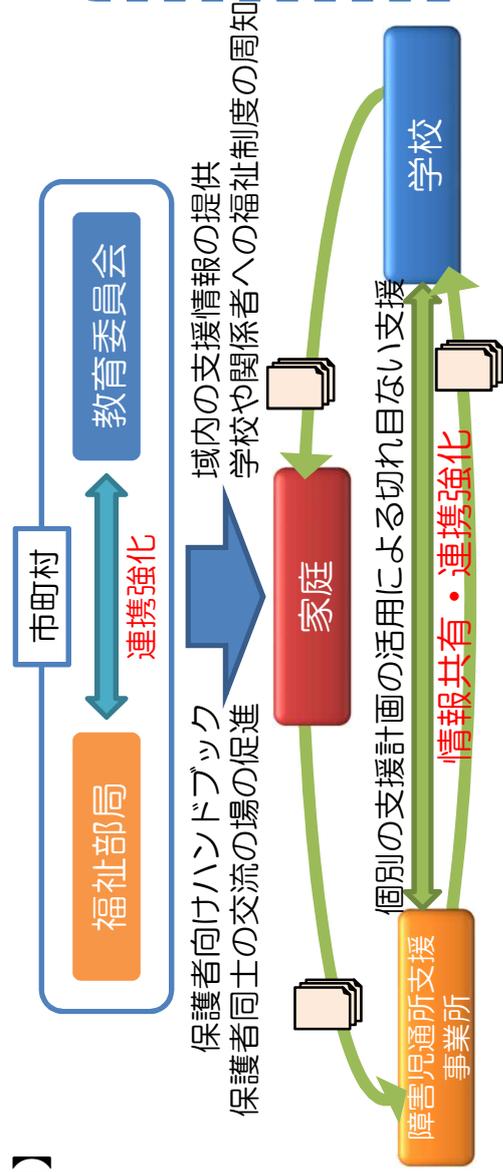
(厚生労働省)
 ・放課後等デイサービスガイドラインの改定

・障害福祉サービス等報酬改定で拡充した連携加算を活用し、学校との連携を更に推進。

(文部科学省)

・個別の支援計画を活用し、切れ目ない支援体制を整備する自治体への支援

・保護者や関係機関と連携した計画の作成について省令に新たに規定



世界自閉症啓発デー（4月2日）、発達障害啓発週間（4月2日～8日）

【国連における採択】

○平成19年12月、国連総会においてカタル国が提出した議題「4月2日を世界自閉症啓発デーに定める」決議をコンセンサス（無投票）採択。

決議事項

- ・4月2日を「世界自閉症啓発デー」とし、2008年以降毎年祝うこととする。
 - ・全ての加盟国や、国連その他の国際機関、NGOや民間を含む市民社会が、「世界自閉症啓発デー」を適切な方法によって祝うことを促す。
 - ・それぞれの加盟国が、自閉症の子どもについて、家庭や社会全体の理解が進むように意識啓発の取り組みを行うように促す。
 - ・事務総長に対し、この決議を全ての加盟国及び国連機関に注意喚起するよう要請する。
- 平成20年4月以降国連事務総長がメッセージを发出。併せて、世界各地で当事者団体等がイベント等を開催。

＜啓発ポスター＞



＜オフイシヤルHP＞



